

改正	2008年3月3日	2008年7月24日
	2009年3月5日	2015年2月26日
	2017年1月19日	2018年3月1日
	2021年10月14日	

(定義)

第1条 本学リエゾンオフィスにおける共同研究（企業等から研究者又は／及び研究資金を同志社大学が受け入れ、同志社大学と企業等が共同で研究を実施するものをいう。）（以下「共同研究」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(申請手続き)

第2条 本学と共同研究を実施しようとする企業等（以下、申請者という。）は、本学所定の様式による申請書をリエゾンオフィス所長（以下「所長」という。）に提出する。

(契約手続き)

第3条 所長は、共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと判断した場合、その申請を認めて共同研究を決定し、申請者との間に共同研究契約（以下「契約」という。）を締結する。また、所長は、学長及び研究者の所属長に報告する。

(例外規定)

第4条 共同研究について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができない。ただし、各省庁、公的研究機関等からの申請で、やむを得ない事由が認められるときは、この限りではない。

- (1) 共同研究について、申請者が一方的に中止することができることになっているもの
- (2) 共同研究の結果生じた産業財産権を無償で使用させ、又は譲与することになっているもの
- (3) 共同研究に要する研究経費により取得した設備等を返還することになっているもの
- (4) やむを得ない事由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を申請者に賠償することになっているもの

(研究経費の取扱いについて)

第5条 契約が締結されたとき、申請者は所要の研究経費を契約に定める期間内（以下「指定期間内」という。）に納付しなければならない。

- 2 研究経費執行は原則として本学が申請者からの入金を確認した後とする。指定期間内に研究経費が納入されないときは、所長は共同研究の決定を取消すことがある。ただし、公的研究資金で特段の定めがある場合等においてはその限りでない。
- 3 一旦納入した研究経費は原則として、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって共同研究ができない場合には、両者協議の上、その全部又は一部を申請者に返還することができる。
- 4 納付された研究経費については、研究費等の管理に関する取扱要領に準拠して執行するものとする。ただし、契約において申請者へ本学の特許技術（出願段階のみのものを含む）の使用を許諾し、当該使用への対価の額を特別に定めた場合、当該金額については同志社大学発明規程に準拠して取り扱うものとする。

(研究代表者)

第6条 共同研究の遂行に責任を持つ研究者として研究代表者をおく。

- 2 本学における研究代表者は、専任教員とする。
- 3 研究代表者は、契約に定められた事項に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。
- 4 研究代表者は共同研究の遂行のために研究担当者をおくことができる。

(研究成果報告)

第7条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、その旨を所長に報告するとともに、研究成果を申請者に報告するものとする。

(成果の公表)

第8条 研究代表者は当該共同研究の成果について一般に公表する必要があると認めたときは、申請者の同意を得ると共に所長の承認を受けてこれを公表することができる。

(学生の参加)

第9条 研究代表者は、教育上有意義であると判断することができ、かつ学生が自らの意思で共同研究に参加することを希望する場合において、学生を共同研究に参加させることができる。

2 前項において研究代表者は契約に定められた事項を遵守するよう学生に対し必要な教育及び指導を行うものとする。

(利益相反)

第10条 研究代表者は、利益相反の問題に関し「同志社大学利益相反マネジメントポリシー」、「利益相反マネジメントの手続きに関する内規」、関連規定等に従って、その防止に努め、透明性を確保し、社会的説明責任を果たさなければならない。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、研究開発推進機構研究開発推進課が取り扱う。

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は、研究主任会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この要綱は、2021年12月1日から施行する。